

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444-0815

八街大祭 11月4日(土)・5日(日)



八街市役所正面駐車場
※競演のため11月4日(土)・5日(日)は、市役所敷地内の駐車場に家用車を駐車することはできません。

交通規制のお知らせ

八街大祭に伴う、交通規制(車両通行止め)をJR八街駅周辺で行いますので、ご協力をお願いします。

また、周辺道路は大変混雑しますので、車でのご来場はご遠慮ください。

当日は、一区、二区、三区、四区、五区、六区(大年番)、大東区の7台の山車や屋台が午前9時ごろから午後9時ごろまで市内を練り歩きます。

※11月3日(金)・5日(日)のあい合わせ先は、六区集落センター(☎442-3550)となります。

市役所駐車場に各区の山車や屋台が勢ぞろいして、おはやしと踊りの競演が行われます。

※11月5日(日)午後1時〜2時40分

ふれあいバスを臨時運行します

ふれあいバスの利用促進を図るため、**八街大祭と八街市産業まつり**が開催される日曜日に、運賃無料で臨時運行します。

臨時運行する日

11月5日(日)、19日(日)

運賃 無料

※朝便、1便、夕便は運行しません。

※11月4日(土)、5日(日)は八街大祭に伴う交通規制のため、運行ルートの一部変更し、中

また、臨時バス停は設置しませんので、お近くのバス停をご利用ください。

企画政策課

☎443-1114

八街市議会議長・副議長が改選されました



木村利晴議長



小山栄治副議長

八街市議会9月定例会最終日(9月25日)において、議長に木村利晴議員、副議長に小山栄治議員がそれぞれ選出

医療と介護の連携推進事業で市民講座を開催

薬の基本的な知識、飲み方、調剤薬局の上手な活用方法など学んでみませんか。

11月7日(火) 午後2時〜3時

総合保健福祉センター

☎443-1207

産業廃棄物の不法投棄は犯罪です 野外焼却行為は禁止されています

事業活動で排出されるがれきなどの産業廃棄物をみだりに捨てることは廃棄物処理法により禁止されています。

焼却)は廃棄物処理法により禁止されています。

また、不審な現場や車両の出入りを見かけたら印旛地域振興事務所または産廃・残土県民ダイヤルに通報しましょう。

産廃(24時間対応) ☎483-1138

また、不審な現場や車両の出入りを見かけたら印旛地域振興事務所または産廃・残土県民ダイヤルに通報しましょう。

産廃(24時間対応) ☎223-3801

また、不審な現場や車両の出入りを見かけたら印旛地域振興事務所または産廃・残土県民ダイヤルに通報しましょう。

産廃(24時間対応) ☎443-1406

また、不審な現場や車両の出入りを見かけたら印旛地域振興事務所または産廃・残土県民ダイヤルに通報しましょう。

産廃(24時間対応) ☎443-1406

また、不審な現場や車両の出入りを見かけたら印旛地域振興事務所または産廃・残土県民ダイヤルに通報しましょう。

産廃(24時間対応) ☎443-1406

また、不審な現場や車両の出入りを見かけたら印旛地域振興事務所または産廃・残土県民ダイヤルに通報しましょう。

産廃(24時間対応) ☎443-1406

また、不審な現場や車両の出入りを見かけたら印旛地域振興事務所または産廃・残土県民ダイヤルに通報しましょう。

産廃(24時間対応) ☎443-1406

また、不審な現場や車両の出入りを見かけたら印旛地域振興事務所または産廃・残土県民ダイヤルに通報しましょう。

産廃(24時間対応) ☎443-1406

千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価方法を公表します

千葉市では若葉区北谷津町に新清掃工場の建設を計画しており、千葉市環境影響評価条例に基づく手続きにおいて、環境影響を受けるおそれがある地域を建設予定地から半径6kmとしており、八街市域が一部含まれます。

千葉市が作成した環境影響評価方法を同条例に基づき八街市でも公表および説明会を開催します。

○公表
公表場所 環境課窓口
公表期限 10月31日(火)

○説明会日時・会場
10月21日(土)

市では、事業活動で排出される一般廃棄物と産業廃棄物のうち、可燃ごみと資源物(古紙、カン、ビン、ペットボトル)を処理していましたが、事業活動から出たビンは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で産業廃棄物に分類されます。

処理費用の削減や限りがある処分場を有効活用するため、平成30年3月31日(土)をもって事業活動から出たビンの受け入れを中止します。

また、梱包用ビニールなど廃プラスチック類を可燃ごみに混入して搬入するケースが多く見受けられます。廃プラスチック類もビンと同様に産業廃棄物です。

産業廃棄物の処理は、法により事業者自らが行うものとされており、適正に処理されるようお願いいたします。

環境課 ☎443-1406

環境課 ☎443-6937